

## 平成 21 年度評価委員会（第 2 回）議事要旨

1. 日 時 平成 22 年 3 月 11 日（木）13：00～14：10
2. 場 所 日本学生支援機構市谷事務所 4 階 役員会議室
3. 出席者 （委員）佐伯浩（委員長）、蟻川芳子、石川正興、白井淳一、松本香、  
渡辺三枝子の各委員  
（機構）梶山理事長、高塩理事長代理、尾山理事、樫尾理事、大貫理事、  
佐藤監事、小見政策企画部長、高橋総合計画課長
4. 議 題（1）平成 21 年度業務実績に係る評価の観点（評価指標）について  
（2）その他

### 5. 議 事

議事に先立ち、梶山理事長からあいさつがあった。

続いて、政策企画部長より前回会議以降の新任役員の異動について紹介があった。

#### （1）平成 21 年度業務実績に係る評価の観点（評価指標）について

政策企画部長より、「平成 21 年度業務実績に係る評価指標策定の観点（概要）」（資料 1-1）及び「平成 21 年度業務実績に関する項目別評価フォーマット（案）」（資料 1-2）に基づき、評価指標についての説明がなされた後、以下のような質疑応答があった。

（ : 委員、 : 機構）

評価項目として「延滞者の延滞情報の登録に備え、個人信用情報機関との情報伝達システムの構築を行う。」とあるが、延滞情報の登録はこれから行うのか。それともすでに登録を開始したのか。

平成 22 年 4 月の時点で延滞 3 カ月以上の者について登録を開始する。

機構のデータベースに登録するということが。

機構とは別の個人信用情報機関に登録を行う。

登録を行うという方針は既に決定しているのか。

方針は決定しており、システムを含め登録に向けた対応を進めているところである。

「大学・大学院等に係る平成 19 年度末の 3 ヶ月以上延滞額の削減状況」について、これは削減額なのか、或いは削減後の残額を示しているのか。

削減した結果、336 億円以下の金額であれば A 評定になるという意味である。

感想になるが、今回の見直しで評価項目を削減し整理されたので大変わかりやすく明確になった。必ずしも指標を減らすことだけがよい訳ではないが、評価しやすくなったと感じている。

佐伯委員長より、平成 21 年度の評価指標について、この内容で了承してよいかという提案があり、原案どおり了承された。

(2) 文部科学省独立行政法人評価委員会による評価及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価について

政策企画部長より、文部科学省独立行政法人評価委員会による評価(資料2-1)及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価(資料2-2)についての説明がなされた後、以下のような質疑応答があった。

総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価のなかで、奨学金の回収について、「全体として回収率の向上が低調である」とあるが、具体的にどの程度の回収状況であれば低調なのか明らかにされているのか。

総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価の詳細において、「奨学金の回収に係る評価について、平成20年度はA評定となっている。しかしながら、当年度分の回収率実績は、前年度比で0.3ポイント向上しているものの、延滞分の回収率実績は前年度比で増減は見られない。このように全体として回収率の向上は低調である」と指摘されている。当年度分は0.3%上昇しているが、延滞分の回収率について増減が見られないという結果をもって、「全体として回収率の向上が低調である」と評価されている。

機関保証業務に係る総務省の二次評価の指摘事項において、「保証機関へ延滞債権のリスクを安易に移転することにより保証機関の収支の健全性が阻害されることのないよう」とあるが、保証機関へ延滞債権を移転することは、リスクの移転が目的であるため、指摘事項が目的と合致していないように思われる。保証機関は財団法人なのか。

財団法人日本国際教育支援協会が保証業務を引き受けている。保証料率は0.693%となっている。通常の教育ローンの保証料率は1%程度であり、かなり低廉な保証料で保証業務を実施している。機構側で延滞者に対する請求行為を重ねて、できるだけ延滞債権を削減する努力をしたうえで保証機関に代位弁済を請求しないと、保証機関の財政収支が立ち行かなくなる状況も想定される。総務省の二次評価で書かれていることの趣旨としては、モラルハザードに陥ることなく返還者に対してしっかり請求しなさいという意味であり、回収業務の早期化などを通じて延滞者の割合を減少させるべく努めているところである。

通常の保証事業であれば、保証を依頼する側と引き受ける側がそれぞれ採算を考慮する。危ない債権であれば保証を引き受けないということになり、保証を依頼する側は、煩雑な債権回収手続きをしなくて済むというメリットがある。しかし、奨学金の保証は予め料率が決まっており、通常の保証事業とは異なるということか。

そのとおりである。この0.693%という保証料率の妥当性については毎年検証しており、場合によっては保証料率を引き上げることも考えていかなければいけない。機構内に設置している「機関保証制度検証委員会」において、現行の保証料率の妥当性について毎年度検証しているところである。現在のシミュレーションでは、将来的には収支が逆転して赤字に陥るという状況にあるが、それでも、昨年度のシミュレーションに比べるとかなり改善している。しかし、今日のような経済情勢の中で、返還困難者が増加する可能性もあり、経済情勢を踏まえ保証料率について検証していきたい。

民間の保証会社から入札などの方法により保証機関を決定することはできないのか。

厳密に言えばできないことはないが、現段階では考えていない。奨学金は回収リスクが大きい債権であると思うので、引き受けてくれる民間の保証会社が存在するかという問題もある。仮に引き受ける保証会社が現れても、利益を見込むには高い保証料率を設定せざるを得なくなり、ひいては奨学生の不利益につながる。機構としては、財団法人に保証機関になっていただき、適正な保証料率で保証業務を実施してもらおうと同時に、機構としても奨学金の回収に努めていきたい。

( 3 ) 行政改革の動向等について

政策企画部長より、行政改革の動向等について、資料 3-1 から資料 3-4 に基づき説明がなされた後、以下のような質疑応答があった。

事業仕分けは日本学生支援機構については終了したということか。

昨年 11 月に大学等奨学金事業について取り上げられたが、今度は独立行政法人自体が仕分けの対象となっており、留学生事業、学生生活支援事業を含めて取り上げられる予定である。

( 4 ) その他

総合計画課長より、「評価関係スケジュール(予定)」に基づき、今後のスケジュールについて説明がなされた。

以上